

Ⅲ 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

1 第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について

(2012(平成24)年3月)

(1) 総論的意見

- 「平成22年度の実施状況」については、可能な限り、当初の数値目標と実績数値を挙げることが、実施状況を理解する上で望ましいと思われた。
- 「3年間の成果と課題」において、事業の成果として「計画どおり実施した」だけではなく、子どもの権利の実現のために、その成果が条例のどの条項の実現に寄与したか明確にすることが望ましいと思われた。
- 成果ないし課題について、子どもの視点からの評価が必要であると思われた。

(2) 施策に対する意見

それぞれの推進施策において、施策の目的と具体的取組を記した上で、次のように今後の課題を示した。

[施策の方向1] 子どもの相談及び救済の充実

- ・複雑化・多様化する子どもの相談に対処できる適切な体制の整備・拡充
- ・保護者への啓発の強化
- ・各種広報媒体や各種研修等の中に条例を具体的に明示
- ・SOSを発信できない子どもを救済する手段・制度の整備
- ・子どもが気軽に相談できる体制の充実のため、区役所こども支援室を中心とした関係機関・地域社会との連携拡充
- ・人権オンブズパーソン制度をはじめ、子どもたちが実際に相談機関を利用したいと感じる広報媒体の作成や配布方法を、子どもたちと相談して工夫

[施策の方向2] 子どもの意見表明・参加の促進

- ・ホームページやポスター、チラシなどの広報による効果の検証
- ・子ども会議の活動周知や、市長への提言に向けた活動の活性化
- ・子どもの権利学習の成果の検証
- ・子ども自ら検索でき、子どもにわかりやすい表現のホームページの充実と、アクセス数や、寄せられた意見の扱いについて表記などの工夫
- ・個別に支援を必要としている子どもへのさまざまな角度からの配慮や支援のいっそうの拡充
- ・子育て情報誌では子育て情報にとどまらない、条例啓発内容の掲載を拡充
- ・PTA活動研修や家庭教育推進事業における子どもの権利学習の推進
- ・すべての事業における子どもの権利の視点での取組の推進

[施策の方向3] 子どもの居場所づくりの促進

- ・子どもの居場所となる多数の施設における、子ども参加への配慮や、協議内容、事業への反映状況などの均質化
- ・地域における中高生年代の居場所づくりについて、音楽スタジオ等のニーズに対応した公平性の確保や、舞台事業の成果に対する評価の実施、障害児については障害福祉関係機関との調整が必要
- ・不登校の子どもの安心できる場を作っていくうえで、不登校対策連絡協議会等における関係機関の情報共有の推進と、特に教育と福祉との連携の必要性
- ・障害のある子どもが活動しやすい環境整備では、特別支援学級との通常級との交流にとどまらない、特別支援学校と児童生徒の居住地の学校との交流の拡充
- ・施設等の職員に対し、子どもの権利に則した内容の研修機会や情報の提供
- ・孤立しがちな子育て環境にある保護者への相談体制の整備、地域ニーズに合わせた広報や事業運営の工夫

[施策の方向4] 子どもの権利に関する意識の向上

- ・子どもの権利に関する週間に合わせた学校公開を機会とした保護者・地域住民への啓発の拡充
- ・権利学習のカリキュラム上の位置づけの明確化
- ・個別の支援を必要とする子どもの権利学習支援という観点からの、年齢層等子どもたちの実情に合わせた教材の活用
- ・子どもの権利の日のつどいと、子どもの権利に関する週間の権利学習との重層的な広報・啓発の工夫

2 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見

川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という）は、条例第36条の規定に基づき、条例の具現化として子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られるために策定されている。

また、第4期権利委員会への諮問項目でもある行動計画の策定については、条例第36条第2項「行動計画の策定するに当たっては、川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。」に基づき、この場で意見を述べるものとする。

(1) 基本的な考え方

これまでの経過として「第1次行動計画」は2005（平成17）年4月「子どもの意見表明・参加」をテーマとして策定、「第2次行動計画」は2008（平成20）年4月「子どもの相談・救済及び居場所」をテーマとして策定した。「第3次行動計画」では2011（平成23）年4月、第2次行動計画が十分に達成し得ないことから基本的に継承し、新たな課題に対応する項目を追加し取り組んできた。

しかしながら、2012（平成24）年3月に実施した「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」では、いくつかの課題が顕著となった。①条例の認知度が年々低下傾向にあること。②自己肯定感の低い子どもは高い子どもに比べて、日常の生活の中でほとんどの項目で不安や疲れをより多く感じていること。③学校、地域、家庭における子どもの参加状況では、いずれも年齢が高くなる程低くなっている結果であった。

また、子どもの権利に関する事業所管課で構成される「庁内検討委員会」からの報告書において、「所管する事業と条例との関連性が分かりにくい」との意見が出され、事業担当者の子どもの権利に対する意識が希薄なことが、条例の認知度低下の理由のひとつとして挙げられた。

子どもの権利施策の推進にあたり、事業担当者が事業実施の際に「子どもの視点」「子どもの参加」を意識して実施することはたいへん重要なことと考える。

これらのことを踏まえ、第4次行動計画の策定にあたっては、条例の趣旨や目的を行動計画の理念、基本目標に位置づけ、さらには条例の条文を推進施策とし、その下に事務事業を配置するなど、市民や事業担当者に条例が行動計画の中で「見えるかたち」で構成するなどの工夫が必要と考える。

（2）「基本理念」

条例前文に示された内容は条例全体を貫く基本的な考え方として、子ども観や子どもの権利の考え方を示し、条例全体の解釈と運用にあたっての基礎となっている。このことから、行動計画の「基本理念」については、条例の「前文」1段目から6段目までをそのまま引用する形をとる。

（3）「基本目標」

行動計画の「基本目標」については、川崎市における条例の目指すところとして、「子どもの安心」、「子どもの自己肯定感の向上」、「子どもの意見表明」「子どもの参加」、「子どもにやさしいまち」は大きな柱として考える。いずれも子どもの権利に関する施策を推進する上でたいへん重要な項目であり、目標とすることが適当であることから、次の3項目とすることが望ましいと考える。

- ① 子どもの安心と自己肯定感の向上
- ② 子どもの意見表明・参加の推進
- ③ 子どもにやさしいまちづくりの実現

① 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが、そのかけがえのない価値と尊厳を守られ、豊かな子ども時代を送ることができるためにもっとも大切なことは、差別を受けず、虐待や体罰、いじめ等から守られ、子どもが安心して生きられることである。また、子どもが個性や他の者との違いが認められ、「ありのままの自分」を肯定して、自分に自信が持てるように支援することが必要とされる。

② 子どもの意見表明・参加の推進

子どもが生活する場面に応じて意見を表明することとは、単に意見を聴く機会の保障ではなく、いかにして子どもの意見を尊重し生かしていけるかということと考える。子どもが自主的、自発的に行動できる力を身に付けることは、未来の社会の担い手として不可欠であり、そのためには子どもが参加し、意見を反映することができるような仕組みを整えることが求められる。

③ 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもが安心して生きられ、自主的、自発的にいきいきと育つまち、子どもが豊かに成長できるまち、子どもが悩んだり、困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ救済されるまち、そんな「子どもにやさしいまち」を実現することが、子どもの権利を保障するということであると考えます。

(4) 「重点施策」

行動計画の「重点施策」については、これまでの課題として示されてきたもののうち、今後3年間（行動計画期間）中で、特に市が重点的に取り組むべき項目として次の3項目を設定している。

① 「広報啓発の拡充への取組」

② 「子どもを人権侵害から守る取組」

③ 「居場所を失った子どもへの支援の取組」

① 「広報啓発の拡充への取組」

子どもの権利の保障を推進するうえで、おとなも子どもも条例を正しく理解し活用することが子どもの権利の保障のためには必要であることから、条例の認知度の向上は子どもの権利施策の指標であると考えます。しかしながら条例の認知度が年々低下傾向にあることから、多くの市民に条例の趣旨や目的を正しく理解されることが、子どもの権利の保障の推進に繋がるものと考え、広報・啓発の一層の拡充が求められる。

② 「子どもを人権侵害から守る取組」

年々増加傾向にある児童虐待やいじめ問題などへの対応として、予防・相談・保護等に向け全庁的な取組を行っていく必要がある。特に子育て中の保護者や子どもに関わる施設職員等に対し、条例の理念である「子どもを一人の人間として尊重する」中で「命の大切さ」「子どもは未来を担う人材」であることへの理解を深めていくことが求められている。

③ 「居場所を失った子どもへの支援の取組」

川崎市に住む子どもの中で、不登校や引きこもり等の子どもたちが多く存在し、そのうち7割以上の子どもは公的支援を受けておらず、引きこもり等の状態となっている。学校や社会への復帰に関わる支援はたいへん重要な課題であり、相談機関や居場所（施設）等を最大限に活用すること、それらの支援情報を川崎市ホームページや子どもページ等を活用し子どもはもとより、子どもに関わるおとなに対しても伝えてい

くことが重要であると考える。

(5) 「施策の方向」

市民や事業所管課から「事業と条例との関連性が分かりにくい」との意見が出され、さらには事業担当者の子どもの権利に対する意識が希薄になっていること、条例の認知度低下の理由のひとつとなっていること等を踏まえ、計画の中で条例の第1章から第5章までの条文24項目を明示し、それぞれの項目（条文）に関する取組として「具体的な取組」を配置することが望ましいと考える。

これにより子どもの権利に係る事務事業と条例との関連性が明確になることから、それぞれの事業担当者の子どもの権利への意識が深まることが期待される。